

平成22年4月20日

第2173号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し（198・総務課）…………… 1
- 情報提供を推進すべき法人の変更（199・総務課）…………… 1
- 情報公開を推進すべき法人の変更（200・総務課）…………… 1
- 争議行為の予告（201・雇用労働政策課）…………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（202・河川砂防課）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（203・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（204・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）2件…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の管理規程の変更認可（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良事業工事の完了の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4
- 県営土地改良事業工事の完了（仙北地域振興局農林部）…………… 4

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（46・生活環境課）…………… 5

告 示

秋田県告示第198号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

秋田新幹線車両保有株式会社
 社会福祉法人秋田県小児療育事業団
 財団法人秋田県災害遺児愛護会
 秋田県住宅供給公社

秋田県告示第199号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第1条第1項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

秋田新幹線車両保有株式会社
 社会福祉法人秋田県小児療育事業団
 財団法人秋田県災害遺児愛護会
 秋田県住宅供給公社

秋田県告示第200号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、そ

の名称を告示する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

秋田新幹線車両保有株式会社

社会福祉法人秋田県小児療育事業団

秋田県住宅供給公社

秋田県告示第201号

平成22年4月2日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 増員・労働条件改善等に関する事
- (2) 賃金・手当に関する事
- (3) 福利厚生に関する事
- (4) その他

2 日時

平成22年4月13日以降要求獲得まで、連日又は短時間にわたって行方。

3 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢222-1 秋田赤十字病院

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキその他全ての争議行為を行う。

秋田県告示第202号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
門の沢	山本郡八峰町八森字岩館	85番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番10の一部（次の図に示す部分に限る。）、86番11の一部（次の図に示す部分に限る。）、87番の一部（次の図に示す部分に限る。）、105番の一部（次の図に示す部分に限る。）、107番の一部（次の図に示す部分に限る。）、107番2の一部（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第203号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年3月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社アップル企画
北秋田市坊沢字深関沢25番地14
取締役 若 松 彌千男
秋田県知事許可（般-21）第20194号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月31日付で土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第204号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社土田建設
秋田市山手台三丁目13番地1
代表取締役 土 田 作太郎
秋田県知事許可（般-17）第12119号
- 3 処分の内容
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月9日付で建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市種土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八峰町沼田土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から申請のあった添川頭首工管理規程の変更について、平成22年4月13日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 水位の制限

頭首工における取水は、常時計画取水水位標高18.40メートルとする。

2 水位の基準

頭首工の水位は、左岸擁壁に取り付けられた水位計の水位によるものとする。

3 計画取水量

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

5月1日から同月10日まで 毎秒1.203立方メートル

5月11日から8月31日まで 毎秒0.882立方メートル

9月1日から4月30日まで 毎秒0.399立方メートル

4 取水量の測定

取水量の測定は、取水水門の下流(幹線用水路の手形堰と穴堰)に設置された自記水位計の示度によるものとする。

5 点検及び整備

管理主任者は、ゲートを操作するために必要な機械器具、警報、通信連絡及び観測に必要な設備、管理のために必要な設備並びにこれらの操作のために必要な資材を良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぼすものが発生したときは、その発生後速やかに堰の地点の点検を行い、堰に関する状態が早期に発見されるようにしなければならない。

6 洪水警戒体制

(1) 秋田地方気象台から関係地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられたときから、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間。

(2) 頭首工の水位が標高18.80メートルを超えることが予想されるときから頭首工の水位が標高18.80メートル以下となり、再び増水するおそれがないと認められたときまでの間。

7 その他

管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、本荘東由利土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第1項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 仙北市

完了年月日 平成22年3月23日

事業名 土地改良事業（桧木内地区中山間地域総合整備事業）

2 大仙市

完了年月日 平成22年3月25日

事業名 土地改良事業（太田田園地区農村振興総合整備統合補助事業（村づくり交付金））

完了年月日 平成22年3月25日

事業名 土地改良事業（四ツ屋地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備））

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 県営土地改良事業（南外地区かんがい排水事業）

完了年月日 平成21年12月25日

2 県営土地改良事業（花館地区経営体育成基盤整備事業）

完了年月日 平成22年2月16日

- 3 県営土地改良事業（堀板地区経営体育成基盤整備事業）
完了年月日 平成22年3月17日

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第46号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成22年4月20日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 実施年月日
平成22年5月26日（水）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成22年4月20日（火）から同年5月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

正 誤

ページ	行	誤	正
平成22年3月31日（号外第5号）公布の人事委員会規則（人事委員会規則七一三（管理職手当）及び人事委員会規則七一三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を改正する規則）（原稿誤り）			
9	45	別表第一第六号の表を次のように改める。	別表第二第六号の表中四級の項から一級の項までを次のように改める。
10	36	別表第三第六号の表を次のように改める。	別表第三第六号の表中四級の項から一級の項

| |

| 秋田県公報の発行所

発 行 者 秋 田 県
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄